

「シアントラニリプロール」「トリフルメゾピリム」「フルバリネート」及び「酢酸メレンゲステロール」の食品安全基本法第24条に基づく食品健康影響評価について

下記の農薬等について、食品中の残留基準設定の検討を開始するに当たり、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第1号及び第2項の規定に基づき、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼するものである。

評価依頼農薬等の概要は、別添1のとおりである。また、評価依頼が2回目以降である農薬等について、前回評価依頼時から追加となった各試験データは別添2のとおりである。

なお、食品安全委員会の食品健康影響評価結果を受けた後に、薬事・食品衛生審議会において下記農薬等の食品中の残留基準設定等について検討することとしている。

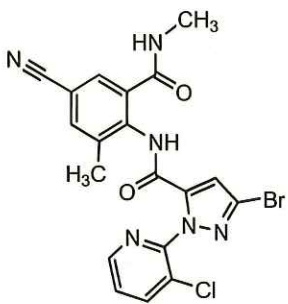
1. シアントラニリプロール（農薬）
2. トリフルメゾピリム（農薬）
3. フルバリネート（農薬及び動物用医薬品）
4. 酢酸メレンゲステロール（動物用医薬品）

シアントラニリプロール

1. 今回の諮問の経緯

・平成28年8月25日及び平成28年12月13日、農林水産省からの農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定の要請を受理

2. 評価依頼物質の概要

名称	シアントラニリプロール(Cyantraniliprole)	
構造式		
用途	殺虫剤	
作用機構	アントラニリックジアミド系殺虫剤である。 筋肉細胞内のカルシウムチャンネルに作用し、カルシウムイオンを放出させ、筋収縮を起こすことにより殺虫効果を示すものと考えられている。	
日本における登録状況	登録がなされている。 適用作物: キャベツ、だいず、りんご等 今回、非結球あぶらな科葉菜類、にんじん等への適用拡大申請 ----- 使用方法: 散布等	
国際機関、海外での状況	JMPR	ADI = 0.03 mg/kg 体重/day ARfD = 設定不要
	国際基準	根菜類、葉菜類、かんきつ等
	諸外国	米国及びカナダ基準: あぶらな科野菜、果菜類、ベリー類等 EU 基準: ばれいしょ、キャベツ、レタス等 豪州基準: ばれいしょ、たまねぎ、綿実等 ニュージーランド基準: ばれいしょ、たまねぎ、トマト等
食品安全委員会での評価等	【1】平成25年1月30日厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 及び平成25年5月22日 平成25年8月26日 食品健康影響評価結果 受理 ADI = 0.0096 mg/kg 体重/day	

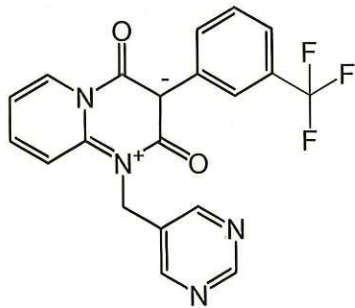
JMPR: FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

トリフルメゾピリム

1. 今回の諮問の経緯

- 平成28年8月18日、農林水産省からの農薬取締法に基づく農薬登録申請に伴う基準値設定要請を受理

2. 評価依頼物質の概要

名称	トリフルメゾピリム (Triflumezopyrim)	
構造式		
用途	殺虫剤	
作用機構	新規の構造を有する殺虫剤である。 ニコチン作動性アセチルコリン受容体と結合することで、神経伝達物質の動きを阻害し、神経伝達を遮断することにより、殺虫効果を示すと考えられている。	
日本における登録状況	農薬登録されていない。 今回、水稻への新規登録申請	
	使用方法: 育苗箱施用	
国際機関、海外での状況	JMPR	毒性評価なし
	国際基準	基準なし
	諸外国	米国、カナダ、EU、豪州、ニュージーランド基準: 基準なし
食品安全委員会での評価等	初回	

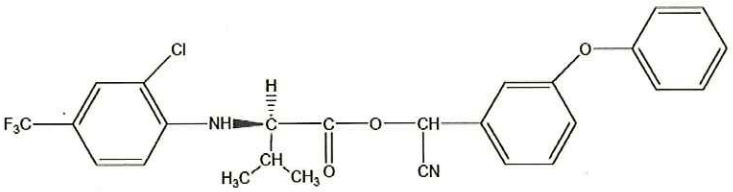
JMPR: FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

フルバリネート

1. 今回の諮問の経緯

- ・平成28年10月8日、農林水産省からの農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定要請を受理

2. 評価依頼物質の概要

名称	フルバリネート(Fluvalinate)	
構造式		
用途	殺虫剤	
作用機構	合成ピレスロイド系の殺虫剤である。 神経軸索におけるナトリウムチャンネルの正常な働きを阻害することによって、殺虫活性を示すと考えられている。	
日本における登録状況	【農薬】 登録がなされている。 適用作物: ばれいしょ、はくさい、キャベツ等 今回、大豆、えんどう、そら豆等への適用拡大申請。 使用方法: 散布等	
	【動物用医薬品】 承認されている。 対象動物: 蜜蜂寄生ダニ 使用方法: みつばちの巣箱内に懸垂する。(食用に供するはちみつ及びその他の生産物を生産している期間)	
国際機関、海外での状況	JMPR	毒性評価なし
	国際基準	基準なし
	諸外国	米 国 基 準: はちみつ カナダ基準: はちみつ E U 基 準: りんご、ぶどう、はちみつ等 豪 州 基 準: りんご、アスパラガス、はちみつ等 ニューージーランド基準: 穀類、乳等

(様式)

食品安全委員会 での評価等	【1】平成 22 年 12 月 10 日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 及び平成 23 年 5 月 9 日 平成 25 年 9 月 30 日 食品健康影響評価結果 受理 ADI = 0.005 mg/kg 体重/day
------------------	---

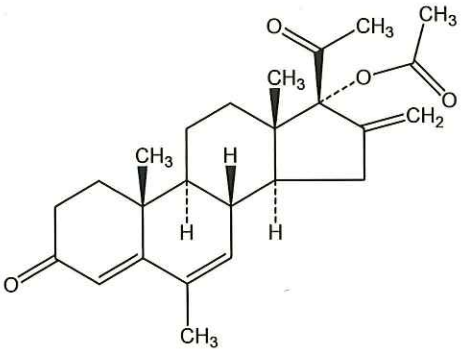
JMPR:FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

酢酸メレンゲステロール

1. 今回の諮問の経緯

- ・酢酸メレンゲステロールについては、平成19年1月12日付けで、厚生労働大臣より食品安全委員会あてに評価要請を行い、平成29年1月31日付けで、ポジティブリスト導入時に設定した暫定基準値の見直しに係る食品健康影響評価結果を受けている。
- ・本剤について、残留基準が設定されていない豚、その他の陸棲哺乳類等について、不検出基準を設定する必要があるため、改めて食品安全基本法第24条第1項第1号に基づき食品健康影響評価結果を依頼するもの。

2. 評価依頼物質の概要

名称	酢酸メレンゲステロール (Melengestrol Acetate)	
構造式		
用途	合成ホルモン剤	
作用機構	合成プロゲステロンであり、経口投与で黄体ホルモンの活性を有する。	
日本における登録状況	【動物用医薬品】 承認されていない。	
国際機関、海外での状況	JECFA	ADI=0.00003 mg/ kg 体重 /day
	国際基準	牛
	諸外国	米国基準: 牛 カナダ基準: 牛 EU、豪州、ニュージーランド基準: 基準なし
食品安全委員会での評価等	【1】平成 19 年 1 月 12 日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成 29 年 1 月 31 日 食品健康影響評価結果 受理 ADI=0.000025 mg/ kg 体重 /day	

JECFA: FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議

(別添 2)

○評価依頼が 2 回目以降の剤に関する追加データリスト

【シアントラニリプロール】

- ・ 作物残留試験

【フルバリネート】

- ・ 作物残留試験
- ・ 28 日間反復強制経口投与神経毒性試験